

河内長野市都市公園の指定管理者の指定について

河内長野市都市公園の指定管理者について、下記のとおり候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項及び河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、令和3年12月市議会定例会において指定の議決を経て指定しましたので、公表いたします。

1. 公の施設名称等

河内長野市都市公園（野球場、プール、庭球場及び下里運動公園を除く。）

2. 指定管理者

団体名 公益財団法人河内長野市公園緑化協会

住所 河内長野市小山田町674番地の5

代表者 理事長 竹田 義

3. 指定期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

4. 選定の経過

(1) 指定管理候補者を非公募で選定した理由

河内長野市都市公園の管理については、市民サービスの向上を図るために民間資金等を活用した様々な管理手法について検討を進めているところです。しかし、新たな管理手法の選定や、事業内容の精査等には相当の時間を要すると考えられ、令和4年度からの指定管理者が新規事業者となった場合には都市公園の管理運営業務の引き継ぎ等に支障が生じ、市民生活に影響を与えてしまう可能性があります。

公益財団法人河内長野市公園緑化協会（以下「公園緑化協会」といいます。）は、本市都市公園等の現状や課題等を把握しており、都市公園の新たな管理手法を精査しつつ、安定的かつ効率的な都市公園の管理運営を継続するためには、公園緑化協会の豊富な知識と経験が必要不可欠です。

そのため、新たな管理手法の検討及び手続きに要する期間である令和4年度から令和5年度までの2年間に限り、公園緑化協会を都市公園の指定管理者として再指定することが市民サービスの維持に繋がるものと判断し、同法人を非公募で指定管理者の候補者として選定したものです。

(2) 指定管理者の評価

公園緑化協会は、過去26年間にわたり河内長野市内の都市公園等の維持管理業務を担ってきた経験に基づく豊富な知識・技術の蓄積により維持管理業務の効率化及び管理水準の向上を図っており、地域との間で築いてきた信頼関係や人的ネットワークを活かし、市民協働による緑地の整備等も取り入れ、地域に溶け込んだ緑のまちづくりを推進

してきました。

また、公園緑化協会は、都市公園の設置目的を効果的、効率的に達成していること、令和元年度の指定管理者第三者評価において、ほとんどの評価項目で「優れている」または「標準的である」の評価であり、指摘を受けた事項についても全て令和2年度中に是正・改善済みです。

5. 総評

上記のとおり、公益財団法人河内長野市公園緑化協会を候補者として決定し、令和3年12月市議会定例会において指定管理者の指定の議決を経ましたので、河内長野市都市公園の指定管理者として指定いたしました。